

株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（駐輪場の位置）
（変更前）

位 置	収容台数
店舗西側駐輪場（No.1）	70台
建物内南西側駐輪場（No.2）	183台
建物内南東側駐輪場（No.3）	232台
店舗南側駐輪場（No.4）	280台
店舗敷地南東部隔地駐輪場（No.5）	75台
合 計	840台

（変更後）

位 置	収容台数
店舗西側駐輪場（No.1）	40台
建物内南西側駐輪場（No.2）	186台
建物内南東側駐輪場（No.3）	235台
店舗南側駐輪場（No.4）	379台
合 計	840台

4 変更年月日

平成23年9月1日

5 届出年月日

平成23年4月25日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局地域産業支援課
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成23年4月25日から平成23年8月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成23年8月25日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第226号

平成23年4月26日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

### 1 休止する駐車場、区画及び日時

| 駐 車 場 名        | 区画数  | 日 時                                                |
|----------------|------|----------------------------------------------------|
| 広島市市営大手町第一駐車場  | 17区画 | 平成23年4月30日<br>（土）午後10時から<br>平成23年5月6日<br>（金）午後6時まで |
| 広島市市営富士見町第一駐車場 | 28区画 |                                                    |
| 広島市市営富士見町第四駐車場 | 29区画 |                                                    |
| 広島市市営富士見町第五駐車場 | 26区画 |                                                    |
| 広島市市営富士見町第六駐車場 | 39区画 |                                                    |
| 広島市市営小町第二駐車場   | 34区画 |                                                    |
| 広島市市営中島町第一駐車場  | 19区画 |                                                    |
| 広島市市営中島町第二駐車場  | 23区画 |                                                    |

### 2 休止する理由

第35回ひろしまフラワーフェスティバルの開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。

~~~~~

広島市告示第227号

平成23年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示第228号**

平成23年4月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

## 1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

## (2) 所在地

東京都千代田区飯田橋二丁目9番3号 かすがビル10階

## 2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

## (2) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋二丁目9番3号 かすがビル10階

## (3) 代表者の氏名

理事長 西本 裕子

## 3 委託開始年月日

平成23年2月1日

## 4 委託事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）

## 5 居宅サービス等の提供の有無

有

~~~~~  
広島市告示第229号

平成23年4月28日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第11条及び第37条において準用する第11条の規定に基づき、市営住宅の家賃及び市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおりに定めます。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第88号**

平成23年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 委託を受けた者

広島市中区大手町四丁目1番1号

社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会

代表者 会長 近藤 幸興

## 2 委託した期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（中区）第89号

平成23年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

代表者 代表理事 永戸 祐三

2 委託した期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（中区）第90号**

平成23年4月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第91号

平成23年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定による中区役所市民部収納課区出納員の事務の一部委任を、次のとおり解除させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 解除を受けた区分出納員

中区役所市民部収納課

収納員 秋本 佐人士

収納員 桑田 耕治

2 解除させた事務

- (1) 広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）第78条第1項及び第85条第1項に基づく別表第3に規定する区役所市民部収納課長の区出納員事務のうち、(1)、(3)、(5)、(6)
- (2) 広島市下水道事業財務会計規則（昭和60年広島市規則第76号）第4条及び第6条第1項に基づく別表第4に規定す

る区役所市民部収納課長の区出納員事務のうち、(1)、(2)、(3)
3 解除年月日
平成23年3月31日

広島市告示（中区）第92号

平成23年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の
46第4項の規定による中区役所市民部市民課区出納員の事務の
一部委任を、次のとおり解除させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 解除を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー）
課長補佐 山本 久美子
主事 因 由美
主事 河本 英孝
主事 木下 克己
- 2 解除させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条に規定する手数料（市役所サービス・コーナーの所掌事
務に係るものに限る。）の収納
- 3 解除年月日
平成23年3月31日

広島市告示（中区）第93号

平成23年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の
46第4項の規定による中区役所市民部市民課区出納員の事務の
一部委任を、次のとおり解除させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 解除を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー、旅券セ
ンター）
所長 岡崎 文隆
- 2 解除させた事務
(1) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条に規定する手数料（市役所サービス・コーナーの所掌
事務に係るものに限る。）の収納
(2) 収入印紙売りさばき代金（旅券センターで取り扱うものに
限る。）の収納
(3) 証紙売りさばき代金（旅券センターで取り扱うものに限
る。）の収納
- 3 解除年月日
平成23年3月31日

広島市告示（中区）第94号

平成23年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の

46第4項の規定による中区役所市民部市民課区出納員の事務の
一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー、旅券セ
ンター）
所長 馬場 勇次
主任 熊野 忠博
事務推進員 山本 富士子
- 2 委任させた事務
(1) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条に規定する手数料（市役所サービス・コーナーの所掌
事務に係るものに限る。）の収納
(2) 収入印紙売りさばき代金（旅券センターで取り扱うものに
限る。）の収納
(3) 証紙売りさばき代金（旅券センターで取り扱うものに限
る。）の収納
- 3 委任年月日
平成23年4月1日

広島市告示（中区）第95号

平成23年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の
46第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事
務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
嘱託員 加藤 欣治
嘱託員 山下 慶一
嘱託員 木村 克明
嘱託員 小路 義孝
嘱託員 川本 優
嘱託員 丸世 永美
嘱託員 前田 史男
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日
平成23年4月1日
- 4 委任期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

広島市告示（中区）第96号

平成23年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第97号**

平成23年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第98号

平成23年4月14日

広島バスセンター西A自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第99号**

平成23年4月14日

広島バスセンター西B自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第100号

平成23年4月14日

大手町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第101号

平成23年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第102号**

平成23年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第103号

平成23年4月14日

東新天地自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第104号**

平成23年4月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市中区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定番号 第1号

2 指定年月日 平成23年4月18日

3 道路の種類 都市計画道路 宇品観音線

4 道路の位置 起点：広島市中区江波二本松一丁目1番地先  
終点：広島市中区江波二本松一丁目17-1番地先

5 道路延長 L=17m

6 道路幅員 W=5m~7.5m

~~~~~  
広島市告示（中区）第105号

平成 23 年 4 月 19 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 106 号**

平成 23 年 4 月 19 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 107 号

平成 23 年 4 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第 32 号**

平成 23 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市東区地域福祉センター、広島市温品福祉センター、広島市戸坂福祉センター及び広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号

社会福祉法人 広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 中村 博

2 委託する期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（東区）第 33 号

平成 23 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツ

センター、新牛田公園及び牛田総合公園共用駐車場の駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

広島市中区小町 4 番 33 号

中国企業株式会社

取締役社長 森 浩敏

2 委託した期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第 34 号**

平成 23 年 4 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、東区役所建設部管理課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所建設部管理課（新牛田公園管理センター）

嘱託員 吉永 忠雄 嘱託員 藤井 信夫

嘱託員 保森 充久 嘱託員 城市 隆利

嘱託員 茶堂 圭二

2 委任させた事務

公園照明点灯カード売払代金の収納

3 委任年月日

平成 23 年 4 月 1 日

4 委任期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

~~~~~  
広島市告示（東区）第 35 号

平成 23 年 4 月 7 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、東区役所市民部の市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部の市民課及び収納課（戸坂連絡所）

嘱託員 西本 洋司 嘱託員 鈴木 雄二

嘱託員 坂本 愛 嘱託員 藤原 愛

嘱託員 島本 ゆき枝

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）

第 2 条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納